

第93回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

平成28年7月21日（木）

沖縄総合事務局

# 第93回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成28年7月21日（木）14時00分  
場 所 沖縄総合事務局 5F 「海技試験室」

## 出席者：

公益委員 宮里委員、儀部委員、春田委員  
労働者委員 大崎委員、屋比久委員  
使用者委員 大城委員、宮城委員

沖縄総合事務局 野原船舶船員課長、宮城課長補佐、  
普天間専門官

## 議事次第

### ○開 会

### ○議 事

1. 第92回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 意見交換

### ○閉 会

#### （配付資料）

1. 第92回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（平成28年6月分）
3. その他

## 宮里部会長

定刻となりましたので、第93回船員部会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願ひします。

## 事務局（普天間専門官）

本日は、公益委員3名、労働者委員2名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、有効に成立していることをご報告いたします。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。

～配付資料確認～ 以上です。

## 宮里部会長

それでは、始めに第92回船員部会の議事録の承認についてお諮ります。お手元に配付されています議事録を御確認ください。

御異議はございますでしょうか。ないようでしたら、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

## 各委員

（「異議なし」）

## 宮里部会長

それでは、異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題2の管内の雇用状況等につきまして、事務局にご説明をお願いします。質問は最後に受け付けたいと思います。よろしくお願ひします。

## 事務局（宮城補佐）

平成28年6月分の管内雇用状況等の概要について報告いたします。

### ●求人状況について

新規求人数は6件でした。前月に比べ増減なし、前年同月に比べ7件減少となっております。

月間有効求人数は23件でした。前月に比べ1件増加、また、前年同月に比べ3件増加となっております。

月間有効求人数23件の内訳としましては、商船等22件、漁船1件となっております。月末未済求人数は9件でした。

### ●求職状況について

新規求職数は6名でした。前月に比べ4名増加、また、前年同月に比べ6名減少となっております。

新規求職数6名の内訳としましては、すべて商船等なっております。

す。

月間有効求職数は16名でした。前月に比べ1名減少、また、前年同月に比べ9名減少となっております。

月間有効求職数16名の内訳としましては、商船等14名、漁船2名となっております。

月末未済求職数は11名でした。

#### ● 成立状況について

6月は0件でした。

#### ● 求人倍率について

6月の月間有効求人倍率は、1.44倍でした。

前月に比べ0.15ポイント増加、また、前年同月に比べ0.64ポイント増加となっております。

#### ● 新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

6月の新規求職者6名はのうち、離職者2名の退職理由としましては、2名とも船舶所有者都合等となっております。離職以外の方4名の求職理由としては、就業中に転職を希望するもの3名、新卒者等が1名でした。

新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、管内が4名、管外が2名となっております。

#### ● 失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は1名、支給延べ件数は1件で、基本手当支給金額は140,392円、その他再就職手当の支給が1件あり、再就職手当支給金額は、304,776円で、総支給額は445,168円でした。

以上で管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

### 宮里部会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。

### 大崎委員（労）

4ページの月末未済求職ですが、遠洋の事務部に1人おられます  
が、沖縄で遠洋の貨物船で事務部の就職口はあるのですか。

### 事務局（宮城補佐）

遠洋の船は沖縄には確かにないですね。

### 大崎委員（労）

ないですよね。そこで沖縄総合事務局に40歳以上50歳未満で  
これを出したというのは理由はわかりますか。

### 事務局（宮城補佐）

この方は、調理師免許を持っていて、陸上の方から船の方に行きたいということで、求職しているのですが今のところまだ成立しません。

**大崎委員（労）**

船舶調理士免許を持っているのですか。

**事務局（宮城補佐）**

調理師の免許です。

**大崎委員（労）**

陸上での経験のみではすぐには働けないので、この状況では遠洋には多分乗れないと思います。このまま待つより近海の方で求人が出ているのでそちらの会社で相談してみれば何とかなる可能性もあるかと思いますので、今後できればその無駄に時間を潰すよりは、船舶調理士の資格を取る方も目指していただいた方がいいと思います。

**宮里部会長**

基本的な質問になりますが、普通の調理師免許を船舶調理士免許は違うのですか。

**大崎委員（労）**

違います。免状が違う陸上のものをそのままでは使えません。ある程度船上での経験が必要で、船舶料理士は海上部の履歴がないと1人では乗れないと思います。

**宮里部会長**

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

**春田委員（公）**

失業等給付に傷病手当がありますが、病気になった時に健康保険等で給付がありますが、それを雇用保険から給付をするという制度設計を考える先生がおり、いい意見だと思い、それが先行して仮に傷病手当が雇用保険から出るとどうなるかと思っての質問です。うつ病が医療の健康保険でなく、雇用継続のために財源が充実している雇用保険での給付を検討することも良い考えではないかと思います。

**宮里部会長**

傷病手当が健康保険でなく雇用保険からですか。

**大崎委員（労）**

労災と私病の話との関係があり、先生が今いわれたやつは、うつだと労災になる可能性もあるし、分からぬですよね。労災だったら雇用保険使えるわけだし、そこの職業病みたいな観点が立証できれば、いけるのかなとは思います。船員保険とまたそうなると陸上の場合は

補償が若干違うかと思います。

### 宮里部会長

何かほかにありますか。

ないようでしたら、議事3の意見交換に移りたいと思いますが何かござりますでしょうか。

### 大崎委員（労）

先日新聞報道で船員法の対応をせずに船員として勤務させていた会社があったようですが、総合事務局のそのときの対応、今後の指導並びに罰則等、沖縄県において同様に違法なことをしている会社があるのか。また、総合事務局に対し、指導を求めてきた船員が不利益な取り扱いをされていなかったのかということが心配です。

船員法では112条で船員の申告というのがあって、この法律、労働基準法またはこの法律に基づいて、行政機関にその事実を申告することができるとあり、第2項では申告したことを理由として、船員を解雇しその他の船員に対して不利益な取り扱いをしてはならない。と明記されています。

この会社に対する対応と沖縄県全体として、このままこのようない指導致だけでいいのかということをご教示下さい。

### 事務局（野原課長）

船員としての実態がありながら、陸上の労働者としての待遇を受けていたという状況に關しましては、内容を知り、確認した時点で、船員法の適した形で会社を指導等しております。これに關しましては、船員法の中では、まずは正を求める事になつております。この指導に従わない場合、船舶の運航の安全性が損なわれる場合については、航行の停止を求める事も法律で謳っておりますし、まず、会社に是正をさせることが第一だと思います。

罰則ですが、船員法の条項に対応する罰則がありますが、先程お話ししましたこの命令に違反した場合、従わない場合は、今回ですと101条第1項の規定で命令に違反したものとなった場合は30万円以下の罰金というのも、船員法の中では謳っております。

船員としての実態があるのにもかかわらず、陸上の職員のような形で適用を受けているところにつきましては、是正を求めていきたいと思います。

### 大崎委員（労）

ほかに沖縄では同様なそういう是正を求めている会社がありますか。

### 事務局（野原課長）

今はありません。

### 大崎委員（労）

たまたまピックアップされただけであればいいのですが、結局水

面下では、いろいろな会社がありますので、そこは今後是正していただければと思います。私が1番心配なのは、もしその船員として雇い入れ契約がないまま海上労働をさせられた時に、海中転落して死亡した場合、最悪、そのときの災害補償が海上の船員保険が適用できなかったら、非常につらい思いをするのではないかというのがあって、社会保険の中で陸上と一緒に社会保障でいいわけないですよね。海上は船員保険に入っておればある程度手厚いものがもう少しあったと、今は少し変わったのですが、この間も話しました労災は陸上と一緒になったので分かりにくくなりましたが、ある程度、そこは住み分けというか、労災保険の中で、掛け率も当然違うので、危険度が増している業種ですのでそこはきちんとしていただきたいとの意見です。よろしくお願ひします。

### **宮里部会長**

私から一点良いですか。海事土木というのがありますが、護岸工事や潜水服を着て行う仕事等には船員法が適用されますか。

### **大崎委員（労）**

台船については、労働基準法、雇用保険適用であり船員ではありません。陸上の保険になります。船員は総トン数5トン以上の船舶が対象です。

### **事務局（宮城補佐）**

潜水士でも5トン以上の船舶に乗り組み、常時作業される方は船員になります。

### **事務局（野原課長）**

ただあの船に乗せてもらって、現場に行って潜るだけだと船員ではないという判断になるかと思います。

### **宮里部会長**

気になる方から交通事故の相談があり、職業は潜水夫ですが異常に給料が安いと思いまして。普通、海上土木に携わっている人は月給30万円以上もらっているのが普通だと思ってますが、九州から出稼ぎにきて那覇空港の海上土木で14、5万円しかもらっていないようで、船員法にも反するのではないかと思い、過酷な労働時間も聞いており少し問題があるのではと感じて、どちらが適用されるかと思いました。では普通の労働基準法ですね。

### **大崎委員（労）**

その職種が船員法の中の職員のランクにないので、甲板部、機関部、事務部等の位置づけの中でいければ船員と思いますが、その他の船員という位置づけで労働者の位置づけがそこにあるかというと厳しいかと思います。。

### **宮里部会長**

はい、分かりました。ありがとうございました。では、他に何かございますか。

他にないようであれば事務局から情報提供がありますのでお願いします。

#### **事務局（普天間専門官）**

その他資料ということで2枚配付させていただきました。沖縄地方内航船員確保推進協議会で6月29日に八重山地区の高校の進路指導教諭を対象に海事セミナーを開催しましたところ、地元新聞の記事に掲載されました。将来の船員という職業に興味のある生徒1人を含めて3校から8名参加しました。

今後、25日から高校生向けのインターンシップ、8月19日に配付資料にある中学生向けの体験学習、秋頃に小学生向けの海事教室を実施する予定です。

#### **宮里部会長**

ありがとうございました。学費が2年間で寮費も込みで125万円ですか。

#### **事務局（普天間専門官）**

海上技術短期大学校といいまして高校卒業後2年間で船員の資格である海技免状が甲板、機関の両方取れるということで、独立行政法人で費用もリーズナブルなため、最近は人気があり倍率も3倍程度と聞いております。場所は沖縄県外で、波方、宮古、清水にあります。

#### **宮里部会長**

2年で寮費も入れてこの費用であつたら安いですよね

#### **事務局（普天間専門官）**

就職率も100%近くで必ず就職できると聞いております。

#### **宮里部会長**

ありがとうございました。それでは最後に事務局から連絡がありますのでお願いします。

#### **事務局（普天間専門官）**

最後に8月の船員部会は、8月18日（木）に5階の海技試験室で14時より開催いたします。出席できない場合は、事前に事務局までご連絡ください。

また、今回の議事録案は後日、いつもどおりメールで照会させて頂きますのでよろしくお願ひいたします。

#### **宮里部会長**

それでは、本日の部会はこれで終了します。ありがとうございました。